

1. エコステージ事業の運営を開始

10月1日より、「環境事業拡大」の一環として(株)日立ライフ殿より「エコステージ事業」の移管を受け運営を開始しました。エコステージとは、国際規格ISO14001の簡易版として作られた中小企業向けEMS※国内規格です。経営の全てのステップと業務に対し、環境を戦略的に活用することでEMSを経営とリンクさせ、顧客企業の「環境経営システム」の構築を支援します。

特徴1: 評価員がコンサルティングを行い、経営強化を図ります。

エコステージの評価員による「ムリ・ムダ・ムラ」の視点からの業務効率化や環境・品質改善コンサルティングを行うと共に、PDCAサイクルを着実に浸透させ業務の見える化を図ります。仕組みの構築状況を見極めて認証評価を行います。

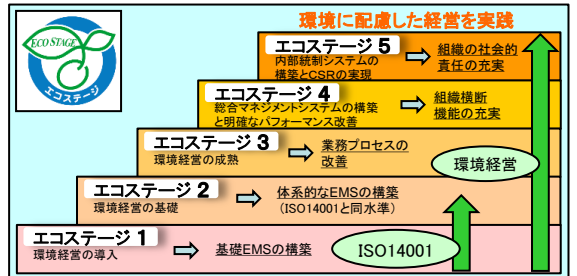
特徴2: 5つのステージから、レベルに合わせてチャレンジできます。

導入の『エコステージ1』から始まる5段階のステージを備えています。顧客の現状や目的に合ったステージからチャレンジでき、段階的にレベルアップも図れます。

特徴3: 最新動向・顧客ニーズにも対応、幅広いメニューから選べます。

基本的な環境経営システムに加え、世界の動向や市場の動きを反映したツールをいち早く開発するとともに、顧客が抱える個別ニーズに合わせた多彩なメニューもご用意しています。

3つの特徴を持ち合わせたサービスにより、これからの時代を生き抜く為に必要な環境対応を武器に利益を伸ばし、顧客企業の経営体質を強化します。



【 エコステージ制度の概要 】

参考サイト:「特徴とメリット - 一般社団法人エコステージ協会 | 環境経営システム支援ツール」
<https://www.ecostage.org/feature/>

※ EMS: 環境管理システム (Environmental Management System) の略称。

◇エコステージ事業についてのお問合せ◇

日和サービス(株)本社 環境事業本部 エコサポート部 エンジニアリングセンター エコステージ係
担当者: 斉藤 寿治 TEL: 0294-38-1121 (音声案内 4)

2. 猛禽類を用いた鳥害対策の実施

千葉県茂原事務所では、茂原市内の当社取引顧客よりカラスによる鳥害(建屋屋上の防水シート破損による雨漏り被害・糞害)対策のご相談を受け、猛禽類を用いた追い払い作業を実施しています。

この方法は、鳥類の食物連鎖を利用したもので、猛禽類を頻繁に飛ばしたり掘え回す事により、害鳥に生命の危機感を植え付けるものです。この方法により、近隣対策、環境面等を配慮することを実現いたしました。

8月初旬より作業を始めており、現在は鷹匠2名により鷹やフクロウを用いて、カラスが飛来する時刻から夜間にかけて建屋屋上ならびに周辺空地で1日約3時間程作業を行っております。徐々にではありますが、飛来範囲の変化や飛来数減少など効果が表れており、顧客からも継続的な作業依頼を頂いております。



【 鷹匠による追い払い作業 】 【 建屋に集まるカラスの様子 】

3. 茨城県立北茨城特別支援学校と茨城県立勝田特別支援学校 実習指導の実施

この度当社は、北茨城特別支援学校ならびに勝田特別支援学校の両校にて、実習指導を実施致しました。

北茨城特別支援学校については、日立福祉リサイクルセンタが依頼を受け、9月5日から16日にかけて実習生1名を受入れ現場実習を行いました。実習生は、「時間を守る。」「手順を覚える。」等 目標を自ら立て、廃棄パソコンからのDVDドライブ取り出し作業、段ボール折り畳み作業に取り組みました。

勝田特別支援学校では、5月12日から8月18日の期間中6回に分けて、10名の生徒参加のもと、当社社員を講師として派遣し清掃作業の講義と実習を行いました。その後、現場実習希望の生徒1名は、10月17日から21日までの計5日間、当社と契約を結ぶ協力会社建屋の廊下などの清掃作業を行いました。

CSRの観点から、当社の技能が障がい者の技能育成につながると考え、今後も依頼があれば対応していきます。



【 勝田特別支援学校内での実習風景 】

4. 環境関連法令等のお知らせ

No	法令等の名称・参照URL	主な内容	施行日
1	「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」等の閣議決定について (2016年9月2日 閣議決定、9月7日 公布) http://www.env.go.jp/press/102910.html	(1) 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令 ・水銀排出施設の種類及び規模、排出基準※1を定めた。 ・水銀排出施設の届出等に係る様式を定めた。 ・水銀濃度の測定頻度や測定結果の取り扱いを定めた。	2018年 4月1日※2
2	「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」等の公布について (2016年9月26日 公布) http://www.env.go.jp/press/103006.html	(2) 排出ガス中の水銀測定方法を定める告示 ・大気汚染防止法施行規則第16条の12の規定に基づき、排出ガス中の水銀測定方法を定めた。	

※1 既存施設及びその他一定の条件に該当する場合における経過措置を定めた。

※2 水俣条約が日本国について効力を生ずる日が2018年4月1日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日から施行となります。

【 ニュースに関するお問合せ 】

日和サービス株式会社 日立営業所
担当: 宮田 (050-3033-9331)
E-mail: miyata-youhei@nichiwa-hitachi.co.jp

【 営業窓口 】

日立営業所 (0294-38-1121)
ひたちなか営業所 (029-274-6380)
土浦営業所 (029-830-0080)

【 会社ホームページURL 】

<http://www.nichiwa-hitachi.co.jp>

【 事業所案内 】

<http://www.nichiwa-hitachi.co.jp/corporate/office.html>